

【note・【公式】うきは市 note】ソーシャルメディア運用ポリシー

令和 8 年 8 月 28 日制定

1. ソーシャルメディア運用における基本方針

うきは市企画政策課秘書広報係では、note を活用した情報発信を行っています。【公式】うきは市 note は企画政策課秘書広報係が運用しており、本アカウントの運用に関するポリシーは以下のとおりです。

(1) 利用するソーシャルメディアの種類

note

(2) アカウント名、URL、運用部署名

- ① アカウント名 【公式】うきは市 note
- ② URL <https://ukiha-city.note.jp/>
- ③ 運用部署 うきは市企画政策課秘書広報係

(3) 情報発信を行う目的

【公式】うきは市 note は、行政情報を一方的に知らせるだけの媒体ではなく、うきは市の暮らし・人・風土・取り組みを「物語」として編集し、蓄積していくための発信基盤とします。市民のうきは市への愛着を育み、移住検討層へ具体的な暮らしのイメージを届けることなどを目的とします。

(4) 意見や質問などへの対応

本アカウントは新着情報の発信を目的としているため、閲覧者からのコメントや投稿等への返信は原則として行いません。個別の行政手続きに関するご相談や市政に関するご意見は、うきは市公式ホームページのお問い合わせフォーム、または担当部署へ直接ご連絡ください。

2. 知的財産権

本アカウントに掲載する全ての情報（テキスト、画像、動画等）に関する知的財産権は、うきは市または原作者に帰属します。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断での複製・転用を禁じます。

3. 禁止事項

本アカウントを利用する際、次のいずれかに該当する投稿はご遠慮ください。該当する投稿がなされた場合は、予告なく削除することがあります。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを害するもの。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- (3) 他者を侮辱または誹謗中傷するもの。
- (4) 人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長するもの。
- (5) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの。
- (6) 有害なプログラムを使用もしくは提供するもの、またはそのおそれのあるもの
- (7) うきは市又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの。
- (8) 掲載記事と無関係のもの。
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの。
- (10) 政治又は宗教の活動を目的とするもの。
- (11) その他公序良俗に反するもの、または運用部署が不適切と判断したもの。
- (12) (1)～(11)の内容を含むページへのリンク。

4.免責事項

- (1) ユーザーが本 SNS の情報を利用したことによる、ユーザー又は第三者が被った損害について、うきは市は一切の責任を負いません。
- (2) 本 SNS に関連して生じたユーザー間のトラブル又はユーザーと第三者との間のトラブルについて、うきは市は一切の責任を負いません。

5.運用ポリシーの変更について

本アカウントの運用ポリシーは、予告なく変更することがあります。